

京都市告示第192号

京都市市街地景観整備条例第44条第1項の規定に基づき、平成24年6月1日付で認定した先斗町まちづくり協議会について変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月19日

京都市長 門川 大作

変更があった事項      代表者の住所

(都市計画局都市景観部景観政策課)